

静岡県告示第817号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域に指定する。
なお、平成9年1月17日付け静岡県告示第32号（用宗地区海岸に係る部分に限る。）は廃止する。

平成29年11月17日

静岡県知事 川勝平太

1 沿岸名

静岡県駿河湾沿岸

2 漁港名

用宗漁港

3 地区海岸名

用宗地区海岸

4 指定区域

基点35から基点37、基点46、基点47、基点43、基点38、基点35までの各点を順次結んだ線と基点45、基点39から基点42、基点44、基点45までの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域。

基準点P 静岡県藤枝市岡部町字高草山3103番地の19地内の二等三角点を基準点Pとする。

(北緯34度54分19.69秒、東経138度19分01.03秒)

基点35 基準点Pから 68度16分23秒 4,980.99メートルの地点

基点36 基点35から 332度24分35秒 280.00メートルの地点

基点37 基点36から 62度22分52秒 46.65メートルの地点

基点46 基点37から 62度25分06秒 29.14メートルの地点

基点47 基点46から 152度25分07秒 30.06メートルの地点

基点43 基点47から 242度23分35秒 29.14メートルの地点

基点38 基点43から 152度25分08秒 249.91メートルの地点

基点45 基点46から 62度25分07秒 16.80メートルの地点

基点39 基点45から 62度25分07秒 179.31メートルの地点

基点40 基点39から 152度25分46秒 279.74メートルの地点

基点41 基点40から 242度21分35秒 25.36メートルの地点

基点42 基点41から 332度26分03秒 249.79メートルの地点

基点44 基点42から 242度23分38秒 153.96メートルの地点

度数は真方位からによる。

5 海岸線の延長

3,527メートル

6 海岸保全区域の面積

699,810平方メートル